

# マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

東濃信用金庫

## 第1条（目的）

本方針は、当金庫のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）のための管理態勢および運営に関する基本方針を定めることを目的に制定する。

## 第2条（基本方針）

マネロン・テロ資金供与対策を経営の重要課題の一つと位置づけ、当該対策の不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針とする。

## 第3条（組織体制）

1. 経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を認識および理解し、主体的かつ積極的に関与する。
2. マネロン・テロ資金供与対策に関する方針・規程・要領を制定し、責任者および統括部署を定める。また、関係部署連携の下、役割および責任を明確にし、組織全体で横断的に取り組む。

## 第4条（リスク評価書）

国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」等の内容を踏まえ、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が取り扱う商品・サービス等についてリスクを特定・評価し、リスク低減を図るため「犯罪収益の移転に係るリスク評価書〈特定事業者作成書面〉」を策定する。

## 第5条（顧客管理措置）

関連法令に基づき、顧客の本人特定事項ならびに顧客管理事項の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な顧客管理を実施する。

## 第6条（疑わしい取引の届出）

関連法令に基づき、疑わしい取引の届出について、適時的確に対応できる態勢を整備するとともに、疑わしい取引に該当すると判断した場合は速やかに当局に届出る。

## 第7条（遵守状況の検証）

マネロン・テロ資金供与対策に係る遵守状況を検証し、その検証結果を踏まえた継続的な態勢改善に努める。

以上

（平成31年1月23日制定）